

# 生き方カフェは10周年を迎えます

～大切な人や自分の最期を考え『生き方を見つめる』集い～



## 生き方カフェとは

「大切な人や自分の最期を考え『生き方を見つめる』集い」をテーマに、意思表示できなくなった時や人生の最終段階となった場合の治療・介護が自身の思いに沿ったものとなるよう、元気なうちから自分自身の健康な過ごし方、生き方（逝き方）を考える機会になればという思いで、毎年開催しています。

## 生き方カフェのはじまり

「まだまだ病院で最期を迎える人が多い中、今の医療や福祉のことを知り、治療・介護を自分で選択し、自分らしい人生を送ることができるようにしたい」という熱い思いから、当時の介護者の会 会長が、地域包括支援センターに開催を働きかけました。こうして、平成25年より、在宅療養看取り啓発事業として市民と市の共催事業「生き方カフェ」が始まりました。それ以降毎年開催しており、今年で10周年を迎えます。

## 令和4年度 生き方カフェ

今年は、「在宅療養」をテーマに開催します。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、各地の病院で、終末期の患者であってもやむを得ず、面会制限の動きが広がっています。

そのような中、限られた最期の時間を家族や大切な人と過ごしたいという思いから在宅療養を選ばれる人が増えています。自分がどのように生きていかを考えるきっかけにしませんか？

	日程	場所	定員	主催
第40回	10月4日(火)	なごやかセンター	30人	栗東地域包括支援センター
第41回	10月13日(木)	コミュニティセンター葉山	30人	葉山地域包括支援センター
第42回	10月17日(月)	ゆうあいの家	25人	栗東西地域包括支援センター

※内容は、すべて同じです。申込みはいずれか1か所のみ。  
必ず事前申込みが必要です。事前申込みなく来所された場合、定員を満たしていれば参加できません

## 内容

- ・最近の地域事情(地域ささえあい推進員)
- ・在宅療養まるわかり～退院後の生活を支える仕組み～(地域包括支援センター)
- ・在宅療養の現場から(栗東市内訪問看護ステーション)

**時間** 13:30～15:30(受付13:00～)

**対象** 市内在住・在勤の人

**参加費** 無料

**申込み** 9月1日(木)から下記へ

※申込先着順

☎長寿福祉課 地域支援係

☎ 551-0198 FAX 551-0548

# 令和5年4月からの 保育園・幼稚園などの入園について

## 保育園

市立保育園・市立幼児園(保育園籍)・  
法人立認定こども園(保育園籍)・  
法人立保育園・小規模保育施設・  
家庭的保育施設

### 対象者

入所希望月の初日に、本市に在住し、住民登録がある人

### 入園基準(保育の必要性)

入園希望月に保護者や同居の親族など全員が次の①～⑨のいずれかの事由に該当し、保育が必要な子どもが対象となります。なお、保育の必要性については市が認定を行います。

詳しくは、入園案内をご覧ください。

園名	区分	電話番号	入園対象年齢
金勝第1 幼児園(保育園籍)	市立 保育園 ・ 幼児園	558-0250	満6か月～5歳児
金勝第2 保育園		558-0068	
葉山幼児園(保育園籍)		552-0079	
葉山東幼児園(保育園籍)		553-9102	
治田保育園		552-1079	
治田東幼児園(保育園籍)		554-0054	
治田西幼児園(保育園籍)		553-4651	
大宝西保育園		553-6990	
大宝カナリヤ保育園(保育園籍) ※令和5年4月よりこども園に移行予定	法人立 こども園	552-2088	満3か月～5歳児
こだま保育園	法人立 保育園	554-5262	満3か月～5歳児
グランマの家保育園		554-1744	
こだまふれんど保育園		554-3239	
治田西カナリヤ第三保育園		553-3907	
こだま乳児保育園		554-0581	
栗東くじら保育園		554-9455	
HOPPA 栗東下鈎		598-0124	
ももか保育園		598-6254	
しもまがりゆずのき保育園		598-6930	
なないろ保育園		599-3200	
栗東くじら小規模保育園	小規模 保育施設	598-0781	満3か月～2歳児
HOPPA 栗東駅前園		574-8727	
治田くじら小規模保育園		554-8655	
ぱれっと園～たかの～		584-4989	
ぱれっと園～おがき～		599-1480	
ニチキッズ栗東中沢保育園		598-1351	
家庭的保育の家「ふわり」		家庭的 保育施設	

就労時間	保育必要量の 認定	保育時間
1か月あたり 64時間以上 120時間未満	保育短時間	1日あたり 最長8時間
1か月あたり 120時間以上	保育標準時間	1日あたり 最長11時間

- 保育短時間認定、保育標準時間認定にかかる保育時間は、園ごとに設定されます。
- 就労時間は目安で、通勤時間も考慮して認定します。(入園調整の基準と支給認定の基準は異なります)

保育の必要量に「保育短時間」利用と「保育標準時間」利用に区分され、市が認定を行います。

### 保育の必要量に応じた区分(保育を受けられる時間)

⑨市長が認める①～⑧に類する状態にある

⑧育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である(出産後1年まで)

⑦就学している

⑥求職活動を継続的に行っている

⑤災害復旧などに当たっている

④同居または長期入院などしている親族を常時介護・看護している

③病気または心身に障がいがある

②妊娠中または出産後間がない

①保護者が就労により保育できない(4時間/日以上かつ16日/月以上)

### 利用者負担額(保育料)

保育園の令和5年4月から8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の令和4年度の市町村民税額の合計額により算定し、令和5年9月から令和6年8月までの利用者負担額は、子どもの各扶養義務者の令和5年度の市町村民税額の合計額により算定されます。保育園および幼稚園の3歳児から5歳児の利用者負担額は無償です。詳しくは、申込書類をご覧ください。

※市立保育園、市立幼児園(保育園籍)、法人立認定こども園(保育園籍)、法人立保育園、小規模保育施設、家庭的保育施設の利用者負担額は、いずれの施設に入園しても同額です

※保育短時間認定の利用者負担額は、保育標準時間認定の利用者負担額の4分の3の額です

※別途、食材料費(主食費・副食費)、教材費などの実費負担が生じます



## 幼稚園

### 市立幼稚園・市立幼児園（幼稚園籍）

**対象年齢** 満3歳児～5歳児  
**対象者** 申込書提出時に、本市に在住し、住民登録がある人  
**申込み受付**

原則として申込みができるのは、居住する通園区域の幼稚園・幼児園（幼稚園籍）です。

就学を控えた4・5歳児の入園を優先するため、3・4・5歳児の入園申込みを10月に一斉に受け付けた後、まず4・5歳児のクラス数を決定します。

その後、状況に応じて3歳児の受け入れを行います。申込み人数が受け入れ数を超えた園への入園については、その園に申込みをされた当該通園区域内の3歳児を対象に抽選を行います。抽選がない場合は、通知しません。

園名	区分	電話番号
金勝第1幼児園 (幼稚園籍)	市立 幼稚園 ・ 幼児園	558-0250
葉山幼児園 (幼稚園籍)		552-0079
葉山東幼児園 (幼稚園籍)		553-9102
治田幼稚園		552-2756
治田東幼児園 (幼稚園籍)		554-0054
治田西幼児園 (幼稚園籍)		553-4641
大宝幼稚園		552-1698
大宝西幼稚園		553-3788

### 法人立認定こども園（幼稚園籍）

**対象年齢** 満3歳児～5歳児  
**対象者** 申込書提出時に、本市に在住し、住民登録がある人  
**定員** 3・4・5歳児各学年5人  
**申込み受付**

申込み人数が受け入れ可能人数を超えた場合は、抽選を行います。抽選となった場合は、11月上旬に郵送で通知します。抽選がない場合は、通知しません。

園名	区分	電話番号
大宝カナリヤ 保育園 (幼稚園籍)	法人立 こども園	552-2088

## 保育園・幼稚園

### 入園申込書の交付・受付

・小規模保育施設、家庭的保育施設での受付はできません。（市役所幼児保育課で受付）

・保育の必要性に応じて入園申込みの判断をすることから、同一世帯から保育園と幼稚園との両方に申し込むことはできません。

・現在（令和4年度中）、保育園・幼稚園に在園している園児も、令和4年度の途中入園希望で入園を待っている人も、申込みが必要です。

・入園基準に該当しない場合や、受け入れ可能人数を超えた場合は、入園できないことがあります。

## 認定こども園化

近年の全国的な傾向と同様、本市でも、低年齢児からの保育ニーズは増加する一方で、幼稚園入園ニーズは減少傾向にあります。また、将来的には、保育園においても供給過剰となる地域の発生や、就学前人口の減少により小規模園化が進むといったことが予測されます。

こうしたことから、今後の就学前教育・保育施設の在り方を検討する中で、安全・安心な子育て・子育て環境を整え、地域における子育て支援のさらなる充実を目指し、公立園の認定こども園化を進めることとなりました。

令和6年度より金勝第1幼児園と大宝幼稚園をモデル園として、その他の公立園でも段階的に認定こども園への移行を進めます。

詳細は市ホームページをご覧ください。



園児保育課（入園に関すること）

☎ 551・0424

FAX 551・0149

園児施設課（認定こども園化に関すること）

☎ 551・0250

FAX 551・0149

### 令和6年4月からの入園申込み

令和5年度在園児は、現況届などの提出により保育の必要性が確認できた場合、令和6年度も原則引き続き利用が可能となります。手続などについては、令和5年10月までに公開予定です。

対象園	申込書交付日	受付日	受付時間	場所
市立幼稚園 市立幼児園（幼稚園籍） 法人立認定こども園（幼稚園籍）	9月12日(月) ＼ 9月16日(金)	10月3日(月) ＼ 10月7日(金)	8時30分 ＼ 17時15分	市立幼稚園 市立幼児園 法人立認定こども園 市役所幼児保育課
市立保育園 市立幼児園（保育園籍） 法人立認定こども園（保育園籍） 法人立保育園 小規模保育施設 家庭的保育施設	※申込書は9月以降、 ホームページから も入手できます	10月17日(月) ＼ 10月21日(金)		市立保育園 市立幼児園 法人立認定こども園 法人立保育園 市役所幼児保育課

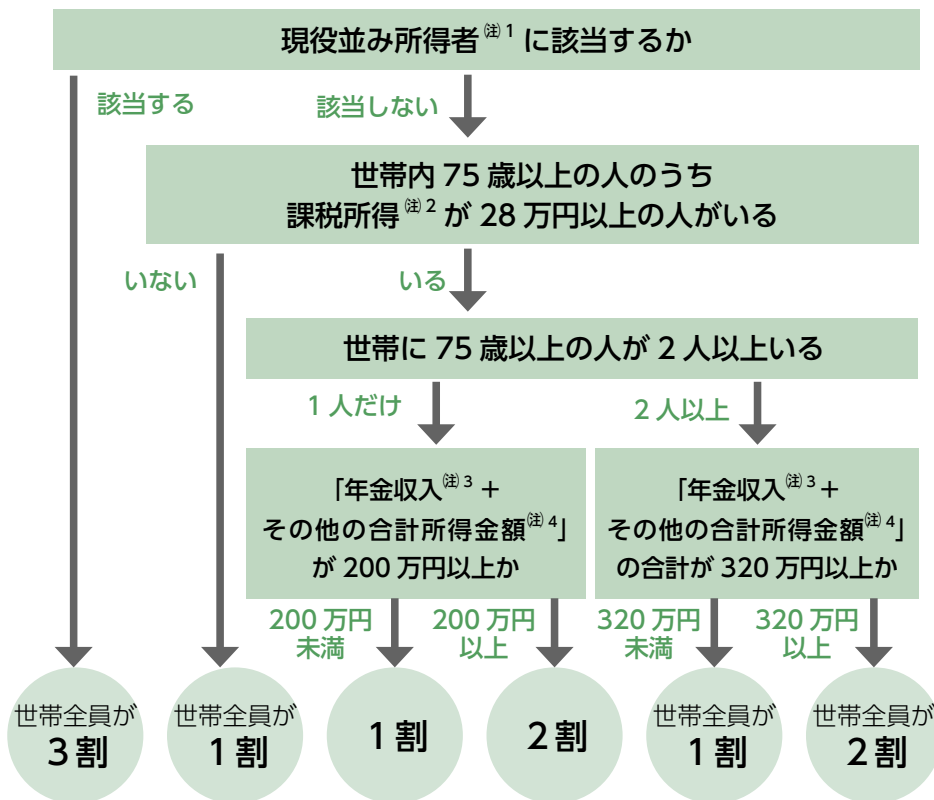
# 後期高齢者医療制度のお知らせ

令和4年10月1日からの新しい保険証（クリーム色）は9月中に簡易書留郵便で送付します。

- 現在1割負担の人のうち、一定以上の所得のある人（被保険者）は、医療費の窓口負担割合が令和4年10月1日から2割になります。住民税非課税世帯の人は、変わらず1割負担となります。
- 令和3年中の所得をもとに、令和4年9月頃から、10月以降の負担割合の判定が可能になります。10月からの負担割合は、9月中に届く保険証券面でご確認ください。
- 「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「限度額適用認定証」については、有効期限が令和5年7月31日のものを7月に送付しています。



## ■ 窓口負担割合は主に以下の流れで判定します



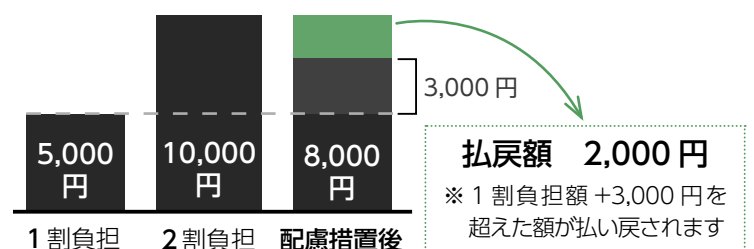
- (注)1 課税所得145万円以上で、医療費の窓口負担割合が3割の人。
- (注)2 「課税所得」とは、住民税納税通知書の「課税標準」の額です。課税標準の額は、前年の収入から、給与所得控除や公的年金等控除等、所得控除（基礎控除や社会保険料控除等）等を差し引いた後の金額です。
- (注)3 「年金収入」には遺族年金や障害年金は含みません。
- (注)4 「その他の合計所得金額」とは、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことでです。

## ■ 窓口負担割合が2割となる人には負担を抑える配慮措置があります

- 令和4年10月1日から3年間（令和7年9月30日まで）は、2割負担となる人について、外来医療の負担増加額の上限が1か月あたり最大3,000円までとなります。（入院の医療費は対象外）
- 配慮措置の適用で払い戻しとなる場合、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻しします。
- 2割負担となる人で高額療養費の口座が登録されていない人には、9月下旬頃に滋賀県後期高齢者医療広域連合から申請書が送付されます。

## ■ 配慮措置が適用される場合の計算方法

例 1か月の外来の医療費全体の額が50,000円（1割負担5,000円）の場合



国民年金課 高齢者医療係 ☎ 551-0361 FAX 553-0250  
 滋賀県後期高齢者医療広域連合 ☎ 522-3013 FAX 522-3023  
 厚生労働省コールセンター（制度改正の見直しの背景などに関する質問など） ☎ 0120-002-719

## 文化財保存活用地域計画が認定されました

令和2年度から2年間にわたり作成に取り組んだ「栗東市文化財保存活用地域計画」が、7月22日に文化庁の認定を受けました。

この計画では、栗東の文化財保護の課題を整理し、今後8年間の計画期間における、調査、保存・継承、活用と人づくりの方針とアクションプランを記載しました。

栗東の豊かな歴史文化を舞台として、継続的・発展的な文化財（歴史文化要素）の保存と活用につなげ、地域に愛着や誇りをもつことができ、魅力あるふるさとづくりを進めていくことを目指します。



栗東市文化財保存活用地域計画

図 スポーツ・文化振興課 文化財保護係

☎ 551・0131  
FAX 552・5544

## 野焼きはやめましょう

野焼き（野外焼却）による煙や悪臭が周辺住民の迷惑となっており、多くの苦情が寄せられています。

野焼きは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で原則、禁止されています。健康被害をもたらすほか、火災の原因となる危険性があるので絶対に行わないでください。

また、焼畑などの農業を営むためにやむを得ない焼却など、例外として認められている事例もありますが、生活環境を阻害する場合や危険な場合は行政指導の対象となり、焼却を中止していただくこともあります。

刈り取った草や剪定した枝を含め、家庭から出るごみは正しく分別し、適正に処分してください。



図 環境政策課 環境政策係

☎ 551・0336  
FAX 554・1123

## 非常災害用井戸の登録制度

本登録制度は、井戸所有者から協力者を募り、利用できる井戸として登録・周知することにより、災害時に近隣住民がトイレ、掃除などの生活用水の一部として活用できるようにする、地域の助け合い（共助）を後押しする制度です。

近年登録件数は減少傾向にあります。家庭にある井戸や企業が所有する井戸の登録へのご協力をお願いします。

非常災害用井戸の登録状況  
（令和4年7月1日現在）

学 区	登録数
金 勝	16
葉 山	10
葉山東	1
治 田	3
治田東	1
治田西	1
大 宝	3
大宝東	2
大宝西	9
計	46

内、企業からの登録4か所



図 上下水道課 浄水係

☎ 551・0134  
FAX 554・3866

## 新たな協定を締結しました



### 包括連携協定を締結（8月5日）

大塚製薬株式会社と本市の健康増進に関する包括連携協定を締結しました。令和6年度から始める「第3次健康りっとう21」の推進に向け、市と協働で、市民の皆さんの健康増進にかかる事業に取り組んでいきます。



### 災害協定を締結（7月27日）

スターライト工業株式会社と「災害時における災害対応の協力に関する協定書」を締結しました。災害時の物資などの応急対策が必要な場合に、災害対応の協力を要請することができます。



最新の情報は市ホームページをご覧ください。



## 新型コロナウイルスワクチン接種のお知らせ

### ■ 4回目接種の対象者が拡大されました

これまで60歳以上の高齢者と18歳以上60歳未満の基礎疾患等がある人に実施している4回目接種の対象者について、医療従事者、高齢者施設等の従事者も対象となりました。

接種を希望する人は下記コールセンターへ電話で接種券の発行を申請してください。

詳細は市ホームページをご確認ください。

### ■ 集団接種会場（アル・プラザ栗東）での接種

国が定める新型コロナワクチン接種の実施期間は、9月30日までとなっていますが、国が実施期間を延長する方向で調整しており、10月以降の接種については、国の方針が決まり次第、市ホームページなどでお知らせします。

### ■ 予約や接種に関する一般的な相談の問合せ

【栗東市新型コロナワクチン接種コールセンター】

☎ 554-6159 受付時間 9:00～17:00(平日のみ)

☎ 0570-059-550 (ナビダイヤル)

受付時間 9:00～17:00 (土・日・祝も対応)

### ■ 副反応などの専門的な相談

【滋賀県新型コロナワクチン専門相談窓口】

☎ 528-3588 受付時間 毎日 24 時間

### 新型コロナウイルスと 季節性インフルエンザワクチンとの 接種間隔規定がなくなりました

これまで新型コロナワクチンを接種する場合、他の予防接種との接種間隔を中13日以上開けなければなりませんでしたが、季節性インフルエンザワクチンに限り、接種間隔の規定が廃止され、同時接種が可能になりました。

※実際に接種を受ける場合は、かかりつけ医の指示にしたがって接種してください

### ■ 受診・相談センター

☎ 528-3621 (毎日 24 時間)

FAX 528-3638

☒ coronasoudan@shigaken.net

### ■ 一般相談窓口

☎ 528-3637 (毎日 8:30～17:15)

FAX 528-3638

☒ coronasoudan@shigaken.net



栗東市  
新型コロナワクチン集団接種会場  
予約専用サイト

問ワクチン接種推進室

☎ 554-6155 FAX 554-6156

市民の皆さまへ

市長からの

メッセージ



国では従来株と比べて潜伏期間と発症間隔が短いオミクロン株の特徴を踏まえ、濃厚接触者の待機期間を7日間から5日間に変更されています。当該感染者の発症日(当該感染者が無症状無症状病原体保有者)の場合は検体採取日)または当該感染者の発症などにより住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間(6日目解除)とされ、2日目と3日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性を確認した場合は、社会機能維持者であるか否かに関わらず、3日目から解除することが可能となっています。

新型コロナウイルス感染症について、滋賀県内や本市でも新規感染者数が日々最多を更新するなど第7波にある中で、全世代で増加しており、特に10歳代および10歳未満の増加が顕著となっています。一方で、新型コロナワクチンの3回目の接種率については、若い世代ほど低くなる傾向にあります。こうしたことから、3回目接種がまだの人は接種の検討と、市民の皆さまには改めて基本的な感染対策の手洗い、状況や場面に応じたマスクの着用、うつらない、うつさない行動を実践していただきますようお願いいたします。

栗東市長

野村昌弘